保険料の軽減制度が拡大します

国民健康保険料

国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額、世帯ごとの平等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の軽減判定の対象となる所得(軽減判定所得)が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、平成26年度から軽減判定所得の基準が変更となり、軽減対象世帯が増えました。

現　行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下の世帯	据え置き	7割
前年中の軽減判定所得が33万円＋[24万5,000円×世帯主以外の被保険者数と世帯主以外の旧国保被保険者数の合算額]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が33万円＋[24万5,000円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算額]以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が33万円＋[35万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算額]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が33万円＋[45万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算額]以下の世帯	2割

※保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の所得および人数も含めます。
※65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

◆保険年金課田(☎042－460－9822)

後期高齢者医療制度保険料

後期高齢者医療保険料は、前年の所得に応じた所得割額、被保険者1人当たりの均等割額の合計で賦課されますが、同じ世帯の被保険者全員と世帯主の軽減判定の対象となる所得(軽減判定所得)が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

政令の改正により、平成26年度から軽減判定所得の基準が変更となり、軽減対象世帯が増えました。

現　行		改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下の場合	被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない場合	据え置き	9割
	上記以外の場合	据え置き	8.5割
前年中の軽減判定所得が33万円＋[24万5,000円×世帯主以外の被保険者数]以下の場合		前年中の軽減判定所得が33万円＋[24万5,000円×被保険者数]以下の場合	5割
前年中の軽減判定所得が33万円＋[35万円×被保険者数]以下の場合		前年中の軽減判定所得が33万円＋[45万円×被保険者数]以下の場合	2割

※65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

◆保険年金課田(☎042－460－9823)

市ホームページに自動翻訳機能が追加されました!

英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語の4言語に対応しています。

トップページ右上のボタンをクリックし、言語を選択するとサイト全体が翻訳されます。ぜひご活用ください。

※機械的に翻訳が行われるため、100%正確とは限りませんが、順次改善していきます。ご了承のうえご利用ください。

◆秘書広報課田(☎042−460−9804)

住宅用太陽光発電システム設置助成金の受付開始

市では、地球温暖化対策の推進を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を助成します。

対①自ら居住する住宅に、1月～12月末に新たに機器を設置した、または設置予定であること(平成25年末までに設置したものは対象外)
②市民税・都民税の滞納がないことなど

□**助成対象機器**
住宅用太陽光発電システム

□**助成金予定額**
1kW当たり4万円(上限8万円)

□**募集予定件数**
70件(申込多数の場合は抽選)

申往復はがきに、住所・氏名・電話番号・設置完了(予定)日を明記し、7月15日(火)～8月29日(金)(消印有効)までに、〒202－0011泉町3－12－35環境保全課「太陽光発電助成」係へ

※詳細は、市HPをご覧ください。

◆環境保全課(☎042－438－4042)

住宅用火災警報器の設置・管理を

住宅用火災警報器は、火災の煙や熱などを感知して、音声や警報音で知らせるもので、火災の早期発見に大変有効です。火災から尊い命や財産を守るために、まだ住宅用火災警報器を設置されていない家庭は、早めに設置しましょう。

❖住宅用火災警報器の維持管理

住宅用火災警報器は、いざという時にきちんと作動するよう日頃から手入れをし、月に1度は点検をしましょう。

□**手入れをしましょう**
住宅用火災警報器にホコリが付くと感知しにくくなります。汚れが目立ったら乾いた布で拭き取りましょう。特に台所に取り付けたものは、油や煙などにより汚れが付きやすいので、布に水やせっけん水などを浸し、十分に絞ってから汚れを拭き取ってください。

□**テストをしましょう**
テスト方法には、ボタンを押したり、ひもを引いたりするタイプなどがあります。詳しくは、製品の取扱説明書をご覧ください。

□**電池の交換時期**
電池切れの時には、音声や警報音で知らせるタイプ、ランプが点滅するタイプなどがあります。このような場合は、新しい電池に交換してください。

□**警報器本体の交換時期**
本体の寿命は、おおむね10年です。設置後10年が経過したら新しい警報器に交換してください。

問西東京消防署(☎042−421−0119)
◆危機管理室保(☎042−438−4010)

市税口座振替 プレゼントキャンペーン

平成26年度の市税の口座振替を新規に申し込みされた方の中から抽選で800人の方に、「西東京市一店逸品事業認定商品」の購入や飲食に使用できる逸品割引券(300円相当)が当たります。

□**応募条件**　平成26年度1期以降に、市民税・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について、新しく口座振替を申し込んだ方が自動的に抽選対象となります(いずれか1つでも可)。

❖口座振替の申込方法

●郵送での手続き
「西東京市市税預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入・押印のうえ、郵送(申込書がない場合は納税課へご連絡ください。市HPからもダウンロードできます。)

●金融機関窓口での手続き
市内各金融機関・郵便局にある「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入・押印のうえ、取引先金融機関などの窓口に提出

□**申込期限**　平成27年1月13日(火)市役所到着分まで(金融機関での申し込みは、なるべく12月中旬までに)

□**当選発表**　平成27年3月末に当選者へ逸品割引券を郵送

※当選結果のお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

◆納税課田(☎042－460－9832)

西東京いこいの森公園の噴水を稼働します

□**期間**　7月1日(火)～10月13日(祝)

□**稼働時間**　午前10時30分～午後3時15分(45分ごとに15分休憩)

※休場日や雨天・気温により利用できない場合があります。

※稼働条件・時間など詳細は、市HPまたは公園管理棟(公園内)・みどり公園課(保谷庁舎4階)で配布するチラシをご覧ください。

◆みどり公園課保
(☎042－438－4045)

西東京いこいの森公園内の噴水

ひったくり被害に注意しましょう

市内でひったくり事件が多発しています。自分だけは被害に遭わないと思っていませんか?

犯人はバイクを使って、後ろから近づき、持っているバッグをひったくります。後ろから近づくバイクには十分注意しましょう。

また、バッグは道路の反対側に持つか、肩からたすき掛けにし、自転車の籠には「ひったくり防止カバー」を付けましょう。

問田無警察署(☎042−467−0110)
◆危機管理室保(☎042−438−4010)

凡例　時日時　場場所　内内容　対対象　定定員　講講師　¥料金　持持ち物　申申し込み　問問い合わせ　HPホームページ　FAXファクス　✉メール　田田無庁舎　保保谷庁舎